



令和4年10月24日

エネルギー価格・物価高騰等の対応について

世田谷区では、エネルギー価格高騰の長期化や物価高騰の影響が拡大する中、区民生活や事業者への支援を一層強化します。

なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに創設された「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を事業の一部に活用します。

1 住民税非課税世帯等への給付金支給 5,680,935千円

(1) 住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付金<国事業>

国が令和4年9月20日に閣議決定した、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給する。

【対象者】・令和4年度住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日）

約98,000世帯

- ・令和4年度住民税非課税世帯以外の世帯で、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の収入水準にあると認められる世帯（家計急変世帯） 約4,000世帯

【支給額】1世帯あたり5万円

【予算額】5,384,835千円（令和4年度第4次補正予算）

(2) 都補助事業を活用した、国の「子育て世帯生活支援特別給付金」の区独自上乗せ支給

国の「子育て世帯生活支援特別給付金」の対象世帯に対して、東京都が9月補正予算で計上した「低所得のひとり親の子育て世帯等に対する子育て世帯生活支援事業」を活用し、区独自に上乗せ支給を行う。

【対象者】①ひとり親世帯

令和4年4月の児童扶養手当受給者の方、家計急変世帯等 約5,200人

②その他世帯

令和4年度住民税非課税の方、家計急変世帯 約9,600人

【支給額】児童1人あたり2万円

（既に給付を開始している3万円とあわせて、計5万円の上乗せ）

【予算額】296,100千円（令和4年度第4次補正予算）

※地方創生臨時交付金を事業費の一部に活用

2 事業者、社会福祉施設等への支援の拡充 803,329千円

(1) 社会福祉施設、子ども・子育て関連施設への給付金

介護サービス事業所・施設等や障害サービス事業所・施設等、私立保育園等の子ども・子育て施設を運営する事業者の負担軽減を図るため、支援を実施する。

① 社会福祉施設

- 【対象施設】 i) 訪問入浴介護事業所、高齢者通所・入所・入居系施設、
障害者通所・入所・入居系施設、障害児通所施設 約 700 施設
ii) 訪問系事業所等上記 i 以外の施設 約 900 施設

【支援内容】

- | | |
|-----------------|------------------------|
| i) 訪問入浴介護事業所 | 車両 1 台あたり年額 30,000 円 |
| 高齢者通所・入所・入居系施設 | 利用定員 1 人あたり年額 35,000 円 |
| 障害者通所・入所・入居系施設 | 利用定員 1 人あたり年額 27,000 円 |
| 障害児通所系施設 | 利用定員 1 人あたり年額 10,000 円 |
| ii) 1 施設あたり一律年額 | 25,000 円 |

【予算額】 582,093千円 (令和4年度第3次補正予算)

※地方創生臨時交付金を事業費に活用

② 子ども・子育て関連施設

【対象施設】 子ども・子育て関連施設

(私立保育園、新制度未移行幼稚園、認証保育所など) 計 334 施設

【支援内容】 光熱費 定員 1 人あたり 4,500 円
食材費 在籍児童 1 人あたり 5,400 円
※施設類型によって金額は異なります。

【予算額】 189,311千円 (令和4年度第3次補正予算)

※地方創生臨時交付金を事業費に活用

※上記のほか、エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている区立施設や区事業(高齢者及び障害者配食サービス、障害者入浴サービス、子どもへの食の支援事業など)についても、補正予算及び既存予算により必要な対応を行います。

(2) 商店街街路灯等電気料補助の拡充

電気料金の上昇率等を踏まえ、商店街の負担軽減を図るため、商店街街路灯等電気料補助を増額します。

【対象】 商店街 103 団体 (街路灯 4,383 基)

【補助額】 1 商店街あたり平均額 約 566,000 円 → 約 783,000 円

【予算額】 22,325千円 (令和4年度第3次補正)

※地方創生臨時交付金を事業費に活用

(3) 公衆浴場燃料費補助の拡充

燃料費の上昇率等を踏まえ、公衆浴場の負担軽減を図るため、公衆浴場燃料費補助を拡充します。

【対象】 公衆浴場 23 事業者 (長期休業中の 1 施設を除く)

【補助額】 ・燃料をガス化している浴場 月額 40,000 円 → 月額 80,000 円
・それ以外の浴場 月額 28,000 円 → 月額 56,000 円

【予算額】 9,600千円 (令和4年度第3次補正)

※地方創生臨時交付金を事業費に活用

◎問合先 政策経営部財政課 電話：03-5432-2044